

盛岡広域振興局長告示第61号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年10月18日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200224	多機能型ステーション望紫波	紫波郡紫波町日詰字朝日田 265番地4	セブンドット合同会社	令和6年10月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200224	多機能型ステーション望紫波	紫波郡紫波町日詰字朝日田 265番地4	セブンドット合同会社	令和6年10月1日